

第 27 次消防審議会 (第 3 回)

日時：平成 26 年 6 月 26 日

場所：主婦会館プラザエフ

第 27 次消防審議会（第 3 回）

【濱里課長補佐】 開会に先立ちまして、傍聴席の報道関係の皆様にご改めてお願いを申し上げます。一般の取材につきましては、審議会終了まで行っていただいておりますが、写真撮影等につきましては、基本的には冒頭の資料説明の前までということで、それに加えて今回の会長、長官の挨拶の部分ということでお願いできればと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは定刻となりましたので、ただ今から第 27 次消防審議会の第 3 回の会議を開会させていただきます。

本日は皆様、大変お忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は片田委員、重川委員及び山本専門委員が所用により御欠席でございます。また、青山繁晴委員及び小川専門委員につきましては若干遅れるとのお話を承っているところでございます。また、石井委員につきましては 11 時頃の到着と承っております。

まず、本日の配布資料の確認をさせていただきます。お配りしております議事次第に記載しておりますとおり、資料 1 から資料 4 までの資料を配付させていただいております。配布漏れの資料等、ございませんでしょうか。御確認をいただければと存じます。

また、前回と同様、前回第 2 回までの資料を、参考ということで、ファイルに綴って置かせていただいております。必要に応じて御参照いただければと存じます。また、資料につきましては次回以降も使用しますので、そのまま置いて帰っていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入りたいと存じます。以降の進行につきましては室崎会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【室崎会長】 それでは審議に入らせていただきたいと思います。お手元の議事次第を御覧いただくと、今日の予定、お分かりだと思いますけれども、議題は大きく 3 つでございます。

1 番目が平成 26 年 4 月 1 日現在の消防団の状況についてということで説明していただくということになっております。それから 2 番目の議題が前回会議における委員会の指摘事項ということで、前回の会議で幾つか委員から御指摘をいただいて、その御指摘に対する回答というか御説明をいただくということにしております。

それから 3 点目、消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申についてということでございますが、これが今日のメインの議題になっております。今までの議論を踏まえて、中間答申の少し原案を作っていただきましたので、この説明を受けて御意見を伺って、一定の取りまとめをしたいと考えております。

それで、進め方は前回も同じだと思いますけど、3 つの議題に関する御説明を、配布資料で申し上げますと資料 1 から資料 4 まで一括してお受けをして、その後、委員の皆様にご御

意見をいただこうと考えております。よろしくお願いいたします。

それではまず資料 1 から 4 までについて、河合地域防災室長から御説明、よろしくお願いいたします。

【河合地域防災室長】 地域防災室長の河合でございます。資料が大部でございます、30 分程度お時間をいただきまして説明させていただきます。座って失礼させていただきます。

まず資料 1 でございます。4 月 1 日現在のいろいろなデータをつい先週ですが発表させていただきましたので、その内容について御報告をさせていただきます。1 枚めくっていただきまして、1 つ目が消防団員数ということで、いろんな取組を進めさせていただきましたが、残念ながら今年の 4 月 1 日現在の数字も 86 万 4,633 人ということで、前年比 4,239 人の減ということになってしまいました。ただ、下のグラフにありますとおり、ここ 2 年連続で 5,000 人を超える減となっておったのが、引き続き減少、その幅が小さくなったということで、一定の改善が見られるということ。

また、個別に内訳を見ていきますと、女性 850 人の増、地方公務員 347 人の増、それから郵政関係 285 人の増、学生が 239 人の増ということで、それなりに我々として力を入れて重点的に取り組んだ分野については増えておるといった明るい材料もございますので、あまりがっかりばかりせず、引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。

1 枚おめくりいただいて、次が都道府県ごとの数字でございます、どうしても三角の数字、減の県が多くなってございますが、増えている県が 12 ございます。1 年前は 7 つだけでございますので、そういった意味でも改善が見られるということです。

あと前回特に被災地の震災の影響はどうかというようなお話もあったと思いますが、今漏れましたが、1 枚戻っていただきまして、震災の前、平成 22 年度、この折れ線グラフでマイナス 1,696 ということで、年々マイナス幅が減少しておったのが、やはり震災の影響でその幅がまた大きくなってしまった。それが順々に縮小しておるということと、おめくりいただいて、都道府県別で言いますと、今回岩手県がマイナス 112、宮城県がマイナス 410、福島県はプラスの 23 ということで、実は主な被災地 3 県は、昨年はいずれもマイナス 300 人台でございました。残念ながら宮城県は引き続き 300 人台をさらに上回る 400 人台ということで、全国一の減少数となってしまったわけですが、岩手県が大きくマイナスが改善し、福島県に至ってはプラスに転じたということで、少しずつ震災の影響というのが薄らいでおるのかなということも言えるかと思えます。

次、おめくりいただいて、2 つ目が総務大臣感謝状の贈呈ということで、今御説明した消防団員数の数字に基づきまして、消防団員が相当数増加した消防団 17 団体、それと特に我々として熱心にいろいろ働きかけを行った地方公務員、これが全国で一番増えたのが佐賀市。それから郵政グループ、これも全国で一番増えたのが千葉県の佐倉市ということで、この 2 団体を加えまして、19 団体に対して、つい一昨日でございますが 6 月 24 日に総務大臣から感謝状を贈呈させていただくということをさせていただきました。

1枚おめくりいただいて、次の3つ目の議題が消防団協力事業所表示制度ということで、これは消防団が従業員に相当数いるであるとか、団活動にいろいろと配慮しておるであるとか、そういった事業所に対して認定をして表示制度を導入しているところがございますが、まず市町村ごとに導入していただくのですが、全国1720のうち、ようやくこの26年4月現在で1,046の市町村がこの制度を導入するというところで、1,000の大台を超えたところがございます。また、それに伴いまして、実際に交付を受ける事業所の数、これも1万の大台を超えまして、1万425となりまして、いずれの数字も年々順調に伸びているというところがございます。

1枚おめくりいただきまして、これも都道府県ごとの状況を示しておりますが、各県まったく増えなかった県もありますが、一旦導入したところを止めるということもありませんので、減っているところはもちろんないのでございますが、目立って増えているのが福岡県。ここだけが2桁の18市町村の増となりまして、福岡県に聞いたところでは、県として入札の優遇制度、加点制度を導入したと。それに伴って事業者の方が県の入札にぜひ入りたい、優遇を受けたいので市町村に働きかけをして導入してくれという、事業者側からの働きかけが市町村にあって、それで市町村、17しか入っていなかったのが35と倍増以上に増えていると。それでもまだ60市町村の35ということで、58.3%で数字自体はまだまだなのですけども、福岡県では急速に進んだという、そういったことで、やはり何らかのインセンティブを与えることが有効だと思います。

次行って、また後で御説明しますが、2枚めくっていただきまして④のところ。3の導入状況の④のところ、いろいろな優遇策を設けている。こういった減税をやっているのが長野と静岡、まだ2県に留まっていますが、入札の制度は20県の大台に乗りました。それから市町村でもやはり入札で加点しているといったことが149市町村ありまして、こういった何らかの優遇措置をやっていただくということが制度の導入に非常に寄与するということが今回の福岡県の例でも言えたのかなということでございます。

あと、この導入状況の④のところ面白かったのが、市町村のところのその他のところで1つ目、秋田県能代市、消防団協力事業所報償金というのがございまして、県の減税は事業税の減税が受けられるわけですけども、限度額が10万円となっております。で、この報償金が団員1人では1万円報償金がもらえるということで、減税であれば赤字企業には恩恵がないのですが、これは現金が支給されるということです。限度額はこちらも10万円。ですので10人以上幾らいても10万円しかもらえないということでございますが、ほとんど事業税の減税と同じような、10万円の減免を受けられるというのと同じような効果を得られる、そういった面白い制度を導入しているところが今回分かりました。

最後4つ目が、1ページめくっていただきまして、津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの策定状況についても調査をいたしました。下の(参考)にありますとおり、昨年4月1日現在で安全管理マニュアルの導入をしておったところがまだ23.4%しかなかったのですが、今年の4月には43.7%ということで大幅に改善をしております。ただ、こ

の（ア）が43.7%、それから（イ）で検討には着手しているというのが36.6%、（ウ）その他としていますが、その他というのは、要は検討にすら着手していない団体ということでございますが、これが129団体ございます。

それから（イ）の240団体、36.6%の内訳を、1枚めくっていただきまして次のページで、3. 策定予定時期について尋ねましたところ、（ア）平成26年10月までに策定予定というのが21団体、それから26年度中には策定予定という（イ）が149団体で、だいたい今年度中にはできるのですけれども、残り29.2%、70団体は来年度までかかるということで、今年度中にできない団体がこの70団体と、それと今、前のページのその他のところの129団体、これはまったく検討にすら着手していないということで、これを合わせて199団体あります。津波の安全マニュアルを作っていただく必要がある津波が来そうな団体は全部で655ありますので、その約3割がまだ今年度中に、震災から3年以上経っても安全管理マニュアルができないという状況になっておりますので、ここは強く、早急に作成するよう働きかけをしていく必要があるというふうに考えております。

次に資料2に移っていただきまして、前回会議における委員からの御指摘事項について2点お答えをさせていただきます。

1つ目が今の安全管理マニュアルとも関係いたしますが、青山佳世委員から御質問がありました水門管理に関する安全確保ということで、これにつきましては震災から1年経ちました平成24年3月に検討会の方で中間報告書というのをまとめていただきまして、それを受けて2. のところで消防庁防災課長通知ということで、安全管理マニュアルをこのような内容、これの内容を記載した上で定めてくださいという通知を出しております。そこで下線にあるとおり、水門等の閉鎖を担当する場合は、水門等の管理者との間で情報伝達等について、別途確認しておく。水門等の管理者からの情報が早く確実な場合はそちらを優先するといったことを記載しております。

また、先ほど4番のところでご説明した安全管理マニュアルの策定状況、それを6月20日に発表したわけでございますが、その状況を公表すると同時に、各団体に対してまだ策定していないところには至急作成をするようにという呼びかけをするというのに併せまして、私の方から事務連絡ということで、安全管理マニュアルにはこのようなことを定めてくださいというのを改めてお伝えしております。

その内容が3. のところの枠囲みのところでございますが、（1）では水門等の閉鎖活動はなるべく最小化するという。それから（2）で、原則として1隊2名以上で1つを担当するという。 （3）では必ず携帯無線であるとかトランシーバーを携行し、救命胴衣を着用するという。 （4）で、時間がない場合は水門等の閉鎖を無理に、命を省みずにやりにいくというのではなくて、危ないときはまず自ら逃げてください、待避してください。それから住民の避難誘導。命を守るということを最優先ですよということを書いております。

1枚めくっていただきまして、2つ目の御質問、山本専門委員と小川専門委員からございましたNBC災害に対する教育訓練の必要性ということでございまして、これにつきまして

は、今年の3月に改正しました消防学校の教育訓練の基準の方で、現在まだNBC災害について特に書いておらないのですけれども、教育指標にNBC災害関係の教育について内容を追加する方向で考えたいというふうに考えております。

また同日3月28日付けの事務連絡の中で、現場指揮監督課程の教育訓練内容としまして、これもNBCというふうには明記はしておりませんが、アンダーラインにありますとおり、危険物や毒・劇物等の災害によっては消防本部が来るまでの間に消防団に活動していただく必要があるので、安全な区域できちんと、持っている装備や資機材に応じた活動を行うと、こういった記載もさせていただいております。

いずれにしても、今後こういったものを元にいたしましてDVDであるとか冊子であるとか、ネット上の教材でありますeカレッジ、こういったものでNBCをきちんと明示したうえで教育内容を充実していきたいというふうに考えております。

続きまして資料3の中間答申について御説明いたします。1枚おめくりいただきまして、1ページのところに目次を付けております。あらかじめ6月12日付けで各委員の皆様には事前に資料をお送りいたしまして、内容を御確認、御意見等をいただくという作業をしたところでございますが、その後、各委員からの御意見等を踏まえまして大分変えているところがございますので、今日はその変えた個所にも触れつつ御説明をしたいと考えております。

その変えた内容として一番大きなのは、まずタイトルが中間報告となっておったのを中間答申案としております。中間報告と申し上げますと、どうしても中間だと未完成のものを、途中の段階のものを出すという、そういう印象にもなりかねない。ただ、我々としてはもうここで決めていただいたことを、やれとおっしゃっていただいたことは直ちにやると。現時点で方針が出たものはすぐに取り組むべきという、そういう意味合いを出すには中間報告というよりは中間答申とした方がいいのではないかとということで修正させていただいております。

また、前回は第1、第2、第3という3部構成になっておって、第3というところに更に検討すべき事項というのがございましたが、今回答申ということになりましたので、更に検討すべきという内容についてはこの報告書自体からは外させていただきまして、別途資料4ということでまとめさせていただいたと。それが構成上の大きな変更点でございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページからが内容に入りますが、3ページが第1、地域防災力を取り巻く現状についてでございます。こちらでは先ほど資料1で御説明したとおり、平成26年4月1日現在消防団員数が86万4633人ということで年々減少を続けているということに触れつつ、前回はこの第1のタイトルは現状というふうに言いつつ、消防団のことしか6月12日にお示した案では書いておりませんでしたので、それは自主防であるとか、少年消防クラブ、女性防火クラブ、こういったことについても記載した方がいいだろうということで、その後その内容を追加しております。

1枚おめくりいただき、4ページからが第2、消防団等の充実強化のために早急に取り

組むべき事項でございます。前回お示ししたときには第2というタイトルの後にいきなり1、被用者の消防団への加入の促進となっておったところですが、ここに柱書きといたしますか、5行ほど総論的なものを入れさせていただいているということで、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に総合的、計画的に取り組むべきであるというのを入れさせていただきます。

1番が被用者、いわゆるサラリーマンの消防団への加入促進でございます、その(1)が事業者の消防団活動に対して理解をしていただく、それを促進するという内容でございます。資料1でも御説明したとおり、消防団協力事業所表示制度、1,046の台に乗ったと先ほどは申し上げましたが、裏を返せばまだ700近くの市町村が導入していないということで、まだ導入していないところには速やかにこれを導入するというのを徹底すべきであるというのを今回追加で入れております。

また、先ほども触れました長野県と静岡県では減税の措置を実施しておりますが、これは47都道府県のうちまだ2つということで、これに対して、国においてきちんとこれを全国に普及させるということと、併せて財源措置等の支援策の検討を行うべきという、地方任せではなくて国としてこの取組を進める、そういうことを記載するというのを新たに追加しております。また、入札につきましても一層の普及を図るべきであるということと、消防団に対する広報の中で消防団協力事業所、模範的なところをぜひいろいろ紹介して全国の範となつていただくと、そういう広報を実施してはどうかというのを追加しております。

5ページの(2)の勤務地における被用者の消防団への加入促進ということでございます。まだまだ住所地、住民票のある人しか消防団に入れないという運用がされているところも多々あると伺っておりますので、そこはもうサラリーマンが非常に多くなっているということ踏まえて、勤務地があるという方についても入団を認めるということぜひやっていただきたいというのを最初に書いております。

また、事業者が設置する自衛消防組織について、これを機能別団員として入っていただくであるとか、あと自衛消防組織や水防団といった組織を丸ごと機能別分団として組織していただく。そういったことも考えてはどうかということで、この後半部分については第3の方に入っておったのですけれども、それを前倒しするという形でこちらの方に移しております。

(3)は委員から御指摘のあった公務員の加入促進、これは新法、法律でも書かれておるのでぜひ書くべきだということで、新たに項を起こしております。

それから2番に移りまして、地域における消防団活動に対する理解の促進ということで、(1)が広報啓発活動の充実でございます。6ページに移っていただきまして、スマートフォンのアプリケーションを活用するとか、あと消防団の入団を検討している人が今、ホームページで検索しても、そもそも自分が住んでいるところ、勤務地にどういう消防団があるかという情報がなかなか十分でないということで、その辺容易に検索できて、場合によ

ってはウェブ上で申込みなり問合せなりできる、そういうワンストップ的な機能を何とか作れないかといったこと。それから、消防関係団体による情報誌で広報啓発をやっていくということ、これを新たに追加しております。といった形で、幅広い国民に向けた広報啓発活動の更なる充実が必要であるということを記載しております。また次の段落では、住民一人一人が日々の生活の中で消防団に身近に触れる機会を増やすことが重要ということも記載しております。

(2) が消防団員に対する優遇措置の展開ということで、消防団員あるいはその家族であればいろんなお店で割引等を受けられるという、そういう優遇措置を講じておる制度、消防団応援の店という、日本消防協会さんの方で音頭を取ってやっていただいている、そういう取組があるのですけれども、これを更に進めるということで、例えば身分証としての役割を持った全国的に通用するカードを持たせて、それを見せれば全国どこでも割引が受けられるみたいな、そういったことが考えられないかということに記載してあります。

3番が若者の消防団への加入促進ということで、前回お示したときは若者と女性を1つの項にしておったのですが、非常に若者関係が、その後御意見等を踏まえて増えたので、若者だけを独立させております。

7ページが(1)大学生等の消防団への加入促進ということで、先ほど住所地だけでなく勤務地も認めるべきであると申し上げましたが、加えて学生については通学地も認めるべきであると、こういった御意見がありましたので、今回新たに追加しております。

それで次は、大学生にやはりメリットを感じていただくと、それをPRしていくということが必要ということで、それはどんなメリットが大学生にあるかということで、①のところにあるとおり、まず地域の安全に貢献しているという、そういう誇りが持てますよと。それから2つ目が応急手当だとか、いろんな消火器具であるとか、そういったものの使い方、知識、技術を身に付けることができると、そういうメリットがあります。それから3番目に体力づくりになりますよと、あるいは仲間づくりにもなりますよと。こういったいろんな意味で大学生にとって決して悪くないですよといったことの周知を図っていくということ。

また大学に対しては、消防団に活動したのために授業なり試験が受けられなかった場合に補講だとか追試等をやっていただいて、修学上の配慮をしていただきたいということ。②で、ボランティアとか地域づくり活動は既に単位の認定をしている、そういう大学もあるようなのですが、ぜひ消防団も同じように扱いをしてくれということ。③で、大学のキャンパス内で学生のみによる消防団というのも最近できてきつつあるのですけれども、こういったものに対して先進事例の周知等に御協力をいただきたいと。こういったことを大学側にお願いしてはどうかということです。

さらにということで、前回お示したときには大学に就職に当たっての推薦状、就職活動に使える推薦状、この人は消防団活動をやって立派ですよということを大学が証明書を出してくれませんかというようなことを書いてあったのですが、なかなか大学は各

人の消防団活動をいちいち把握しているわけではありませんので、大学に推薦状を書いてもらうというのはあまり現実的ではないのかなど。むしろ市町村長なり消防団長なり、まさにその消防団で活躍しているのを身近で知っている方がこの人は間違いないですよというような推薦状を出していただいて、それを履歴書にくっつけて出せば、経済界でもぜひ履歴書に推薦状を付けている学生が来た場合には配慮してやってくれよということを国なり地方団体からも積極的に経済界に働きかけていく。そういったことをやってはどうかという記載をしております。

次の(2)が消防団で活動した大学生等の卒業後の継続への配慮ということで、大学でせっかく3年とか4年活動した方が、卒業するとどうしても住所が変わってしまうと。例えば東京の方へ行ってしまふ、就職して。そこで消防団活動にまた入っていただいたという場合に、退職報償金とかの計算をする場合に期間が長ければ長いほど有利なのですけれども、組織が変わってしまうとその期間が通算されないとかということだと非常にもったいない話でありますので、そういったお金の面だけではありませんけれども、大学生時代にやったという経験が何らかの形で将来に引き継がれる、そういう配慮をするべきであるという記載をしております。

8ページの(3)少年消防クラブ等の活動の活性化を通じた子供の頃からの消防団活動に対する理解の促進ということで、これは前回も御議論いただきましたが、少年消防クラブは原則として中学生までに日本の制度はなっております、これはぜひ高校、消防団は18歳からしか入れませんので、高校がすぽっと抜けてしまっているということで、①にあるとおり高等学校における消防クラブの設置を進めるべきであるということと、②のところは海外の事例も参考として、少年消防クラブ員がそのまま消防団員へ自然に進んでいくという、そういう気運の醸成をいろいろ考えるべきであるということに記載してあります。

4つ目が女性及びシニア世代の消防団への加入の促進等ということで、これは第2のところと第3のところに分かれていろいろ、前回記載しておりますが、第3の内容も含めできるだけこちらの方に移して記載をしたという状況です。

(1)が女性の消防団への加入促進ということで、女性の加入者は年々増えております。2万人を超えておりますが、それでも86万人に対して2.4%に過ぎません。そもそも女性の消防団員が一人でもいる団体というのは59.4%しかありませんで、残りの40%以上の消防団は誰一人として女性がいないということでありまして、9ページに移っていただいて、未だにまったく女性団員を受け入れていない団については、ぜひ真剣に女性団員の入団について考えてくださいということを書いております。その他、さらに積極的な女性の消防団への加入促進の取組をしていくべきであるということに記載しております。

また(2)のシニア世代の消防団への加入促進等については、定年をものすごく低い年齢に定めている、そういった例もありますが、ぜひ引き上げていただきたいということと、退職をされた消防職員あるいは消防団員、この人たちはそれなりのノウハウなり知識をいろいろお持ちですので、こういった方を基本団員として、フル稼働していただくにはなか

なかいろいろ問題があるとしても、機能を限定の機能別団員としてはぜひ活躍していただくべきではないか、そのための環境づくりを進めるべきではないかというのを記載しております。

次の 5 番の消防団員の処遇の改善につきましては、退職報償金を全階級一律 5 万円に引き上げました。また、無報酬の団体というのが 27 あったのですけれども、これにつきましても来年度中には解消するというので、一定の改善は見られているところでございます。ただ 9 ページの一番下にありますとおり、まだまだ報酬にしましても 1 回 1 回の出勤にあたる手当につきましても、地方交付税上の国が定めている単価よりは低いという団体がたくさんございますので、次の 10 ページに移っていただいて、この地方交付税措置額を踏まえた水準となるよう引上げを強く要請していく必要があるという記載をしております。

また、処遇というのはお金のことだけではなくて、消防団拠点施設の整備であるとか、エアートントや寝袋を整備して、消防団員が活動に専念できる、そういう環境の充実を図ることもある意味処遇に繋がるということで記載しております。

6 番の消防団の装備の改善につきましては、これも交付税を大幅に、標準団体で 1,000 万から 1,600 万に大幅に増額したということで、基準の改正をしたわけですが、これで事足りるとするのではなくて、この団法ができて交付税が増えたこの機会を捉えて、一層の消防団の装備の改善を集中的、計画的に進めると。鉄は熱いうちに打てということで、この時期を捉えてやるべきであるということで、我々国としては 1,600 万円に引き上げたのですけれども、そのとおりに全団体がやっただいてはございません。まだまだ水準は低いという状況でございますので、ぜひこれも交付税措置額に見合った予算措置をしていただくよう、国としてもきめ細かく働きかけをしていくということを記載しております。

7 番が消防団員の教育訓練の改善につきまして、これも 3 月に基準を改正いたしまして、特に現場指揮者に対する教育訓練の充実を図っているところでございます。11 ページに移っていただきまして、この訓練を実施する場合に、やはりこれも退職された消防職員の方のノウハウというのを大いに活用すべきであるということで、まず指導者がいなければやりようがない、訓練のしようがないということで、そういった方を活用して指導者を確保するといったことであるとか、教育訓練は何も消防学校でしかできないというのでは各県に 1 つしか原則、ありませんので、そうではなくて、消防学校以外でもいろんな形で教育訓練ができるように考えるべきであるということと、先ほど資料 2 で御説明した NBC 関係についての教育をしっかりやっていくということについて、こちらでも記載をしております。

最後の 8 番が地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開ということで、前回秋本専門委員から御紹介がありました 8 月 29 日に開催される消防団を中核とした地域防災力充実強化大会、これをこの 1 回限りにするのではなくて、今この大会の発起人という方がいらっしやいます。各界各層を代表される方が発起人になっていらっしやいます。そういった

推進体制、せっかくできた推進体制をベースにして国民会議体を構築して、継続的に国民運動を進めていくといったことを今回追加で書かせていただいております。資料 3 は以上でございます。

最後に資料 4 でございますが、前回第 3 となっておったところで、なるべく資料 3 の方に入れたのですけれども、それ以外のものをこちらに書いておりますが、地域防災力充実強化に関し今後具体化を図るべき事項ということで、1つ目が社会経済情勢の変化を踏まえた今後の消防団の在り方について検討すべきであると。特に 2 つ目の丸で、機能別団員あるいは機能別分団はどういう役割を担っていただくのかという役割、それから②のところ、その機能別の方の報酬であるとか条例上の定員の取扱い、これを整理すべきではないかというのを書いてあります。

3 つ目の丸は女性については、これまで以上にいろいろ配慮すべきであるということ。それから 4 つ目の丸で、前回第 26 次の答申の中で消防団の広域応援ということについて、事前に協定の締結を進めていくことが必要であるという、そういう提言があったのですけれども、まだまだそれが徹底されていないということで、その徹底方策について議論すべきでないかというのを入れております。

2 つ目が防災教育を通じた地域における防災活動の担い手づくり、これについても検討すべきでないかということにしております。

次のページが 3 番で、消防団を中核とした総合的な地域における防災体制の強化ということで、常備消防と消防団、その役割分担はどうなっているのか。あるいは消防団と自主防、自衛消防組織、災害ボランティア、こういった方々との役割分担。それが通常の災害と大規模の災害とではまったく様相が異なる。こういったことを踏まえて役割分担を議論すべきではないかという内容。

それから 2 つ目の丸が、消防団が平時を含めてコミュニティの中核的な存在になるようにすべきであると。で、防災に対する指導者を計画的に育成していくといったこと。また、消防団等充実強化法で各市町村で地区ごとに地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画というのを定めることができることになっているわけですけれども、この策定をぜひ促進させていく。こういったこと等々について、より具体化を図るべきではないかということを記載しております。

長くなりましたが説明は以上でございます。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。それでは以上の説明を踏まえて意見交換に入りたいと思っています。それで先ほども申し上げましたけれども、本日の議論の中心は中間答申の取りまとめでございますが、まずその前に、資料 1、資料 2 についての御質問、御意見があれば先に伺いたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。いかがでしょうか。資料 1 と資料 2 についての御質問、御意見等ございますでしょうか。じゃあ、田中委員。

【田中委員】 すみません、ちょっと教えていただきたいのですが、安全管理マニュアル

なのですが、不勉強で。津波は 3.11 後、随分撤退マニュアル等作られたものと全体見ておりますが、ほかの災害というのが、雲仙普賢岳で消防団の方が亡くなっていっしやるというようなこともあり、どうなっているのかなど。伺った最大の理由は、うちでも自衛消防隊が火災の時にどこでどう撤退するかって結構悩ましいのですね。なので、後で結構でございますのでその辺を教えていただければということで、とりあえずほかの災害というのはどんなのかなどいうのを教えていただければと思います。

【河合地域防災室長】 ほかの災害につきましては、警防マニュアルというのをこの以前から定めておまして、そちらの方できちんとした安全管理に対しても定めているということでございます。

【田中委員】 つまりそれで結局津波も入っていたんですね。だからそれは 3.11 で足りなかったということは、足りないということなんじゃないでしょうか。

【河合地域防災室長】 そういった意味では、津波についてはより事細かに今回記事をさせて、こういったものを作らせていただいて、より入念にしたということでございます。

【室田国民保護・防災部長】 ほかの災害については、先ほど室長が申しあげました警防時の安全管理マニュアル、これは、消防職員と消防団員と共通のマニュアルでございます。そこでは例えば団体行動をやって現場の安全管理者が安全を管理することなど、基本的な安全に関することが書いてあったわけですが、今回この安全管理マニュアル、特に津波で定めましたのは、1つは水門閉鎖で相当犠牲になられた方がいたということと、避難誘導に関してそこで犠牲になられた方が多かったものですから、特にそういった場面が多い津波について、その待避時間、待避ルールの問題、あるいは水門閉鎖に関するものに特化したものを作ってほしいということで、特別にその部分を抜き出して作ったような格好になっています。

【田中委員】 これ以上申し上げませんが、今後の課題だと思うのですが、やはり避難撤退というのは火山、あるいは前回出た NBC もそうですけれども、避難誘導するときには相当当たっているんですね。これは確実に同じ問題が起きるということが分かっているので、3.11 の教訓は津波だったかもしれないけれども、それ以外についてもきちんと議論いただくのがよいのではないかと。ちょっと本質じゃないところで恐縮ですが、やっぱり安全管理って後の答申にもかなり関わってくるのだと思いたしたので、ちょっとお時間をいただいたことお詫び申し上げながら、お願いいたしたく思っています。

【室崎会長】 ということで、少し今後の課題として、一応きちんと警防マニュアル、あるんだけど、それで本当に十分かどうかということをもう 1 度、3.11 の教訓を踏まえて洗い出しをして、もし修正があるのであれば今後の課題としてそういうことも提起された方がいいんじゃないかという御意見なので、事務局の方で御検討いただいて、もしそういう必要があれば、またその見直しを含めてしていただくということでよろしくお願ひいたします。それではそのほか、よろしいでしょうか。

今日はむしろ資料 3 を中心に御議論いただきたいと思っておりますので、とりあえず資

料 1、2 についてはいいようにさせていただきます、資料 3 の中間答申の議論に入らせていただきたいと思います。併せて資料 4 についても御意見をいただくということで、資料 3、資料 4 について、あと残された時間、積極的に御発言、御意見、さらに修正することも可能だと思いますので、御遠慮なく御意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

それではどなたからでも結構ですので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。小川委員、よろしく願いいたします。

【小川専門委員】 小川でございます。7 ページ、(1) 大学生の消防団への加入の促進。これは大変喜ばしい方向が出ていると思うのですが、私、今静岡県の危機管理体制の見直しを手を付けておりまして、その中で自由に動ける立場ということで、県立大学に今ポストを作ってもらっているわけでありまして、で、県の職員を中心にトレーニングするコースをこれから県に作るのですけれども、大学にも何か作ってやろうというのはもともとあるわけです。その場合、静岡県立大学なるものを眺めて、中を歩いている中で気が付いたことがあって、それについて皆さん方のお知恵を拝借したいと思っています。

私どもが大学と思っていた大学というのは、国立、私立を問わず、授業があろうとなかろうとキャンパスに人がいる。明け方だろうと人がいるようなのが大学だったわけです。ところが、静岡県立大学というのは県職員になる人が多いのだけれども、4,000 人学生がいるけれども、授業が始まるとキャンパスに人っ子一人いなくなる。まじめと言えばまじめだけれども、何だか大学らしくない。

もう一つ、ジャーナリズムのコースを作って単位化していくのですけれども、それも強制的に、選択じゃない格好にしないと自ら来る学生というのはゼロに近い。いろんなコースを作って講座を開くと、来ているのは学長以下教授ばかりなのですね。学生が来ないと意味がないのだけれども。ということは、単位化しても選択みたいな格好にすると来ない。強制的にすればいいのだけれども、大学生の消防団のような格好の活動というのは、ももとのボランティアというような精神から言ったら、自ら望んでいくのが一番望ましいだろうと。その辺については何かやり方があるのか、ないのか。お知恵がありましたら聞かせていただきたいと思います。

それからもう 1 点は、資料 4 に関わってくるのですけれども、大石長官が事実上担当された話ですが、国民保護計画、それとの消防団の絡みですね。当時担当していた磯崎陽輔さんが今、総理補佐官になっていて、ちょっと中途半端だよということをかなり厳しく言わなきゃいけないのですが、昨日も防衛省のセミナーが甲府であって、私、演者だったので、南関東防衛局長が悩みがあるというのは、国民保護などのテーマでやろうとしても動員をかけないと人が集まらない。国民の関心がない。それは武力攻撃事態等というのが頭に付いていて、身近な危機に対して考えてくださいという格好になっていないからだというのが 1 つあるわけです。

そういったところでいろいろ整理をしていく中で、住民避難というのが今の国民保護に

については欠け落ちる格好になっていますので、住民避難ということを具体的にしていく中では消防団の役割というのは当然出てくると思うのです。その辺について皆さん方のお考えを聞かせていただければありがたいと存じます。以上です。

【室崎会長】 どうもありがとうございました。今の御意見について、皆さん方というので、必ずしも事務局だけではないと思うので、ほかの委員の方でも何かコメントなり御意見ございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

最初の方の問題の学生の自発性と、最近の学生は強烈に枠をはめられて動かなくなっているという現状がある中で、この消防団はやっぱり自発性を尊重する。そのギャップをどう埋めればいいのかという御質問ですよね。だから正論で言うと、だからと言ってがんじがらめに縛るといふのは、私は好ましくない。やっぱりそういう理解を求める努力を相当するということだろうというふうには思ふんですけれどもね。これ、大学のいろいろなカリキュラムとの関係もありますから。だから相当そこを努力しないと、単に括り、変えただけではうまくいかないよという御意見かもしれません。

少しその辺り、大学向けの対策といふのをもう少し具体的に、さらに今回を踏まえて進めていかなければいけないと思ひますけれども、何か御意見、御質問等ありますでしょうか。

【田中委員】 小川委員の悩みにお答えできるかどうか分からないんですけれども、新しい枠組みにやはりなかなか慎重なんだと思ふんです。特にそれが継続であればあるほど、1回限りのことであればいいんですけれども、そういうハードルは絶対あると思ふんです。

その中で1つのファクトといふか、データとして御参考までにといふことで、山古志中越地震が10年前に起きたけれども、あのときに私の前職の大学でボランティア学生の募集をしたんです。そのときにやはり動機、あるいは契機になっているのが、友人と先生からひと言、こんなのあるよと教えられた。それと同時に友だちと一緒に行くということがあって、やはりこういう動員はある意味ではルートが結構大きいので、それが1つ、あることだと思ふんです。そのハードルを乗り越えるにはやっぱりルートがあるよねと。

あとは授業については、私の今までの体験上、学生が来ないのはニーズに合っていないという単純な話です。学生のニーズに合わせなきゃいけないといふことで、それは学生が悪いのではなくて、やはりカリキュラムなりが悪いと思ふんですね。

【室崎会長】 どうもありがとうございました。どうぞ、秋本委員。

【秋本専門委員】 国民保護と消防団、御尽力いただいて法律ができて、実は日本消防協会で消防団の皆さんを対象にして国民保護法についての研修会といふのを、あの法律ができてからすぐに始めたんです。

それで一体どう対応したらいいのかといふのは誰も分からないのですが、国民保護法の仕組みなどについての説明はもちろんやってもらいますが、私は特に消防団の人たちに申し上げたのは、ミサイルが発射された、今飛んできているとかといふ情報は自衛隊なり何なりといふのは最初にこうやって分かるんだけど、どこかに落ちた、落ちたところで

どういう状況になっているかということについては東京では必ずしも分からない。現地でも分からない。その現地の中での消防団だったら日本中どこにでもいる。そういうときの情報発信者としての役割というのは、まず消防団、それはできる限りやらなきゃいかんというようなことを言ってきました。

ところが、さっきの安全管理と共通するんですけども、情報関係の装備は、消防団は極めて貧弱であります。それで状況を把握するという自体もまず大変。それから発信するということが、その装備をほとんど持っていない。こういうような国民保護の関係とかいろいろな災害でも、全てそういう情報関係の装備というのをもっと充実しないとその機能が発揮できない。

私は、消防団というのは現場活動をやるということももちろん大きな活動分野ですけども、情報発信者としての役割というのをもっとやるべきだと思ってずっときているんです。さっきの安全管理マニュアルも、マニュアルを作ったらそれでできあがるわけではなくて、そのマニュアルをどう生かすかというときに一番基礎になるのは情報です。その地域の状況がどうなっているか、全体の動き方がどうなっているか、それを総合判断する。

それでさっきも警防マニュアルの中でという話がありましたけれども、私どもの方でも消防団の皆さんの実務的な研修をするための必携の教科書みたいなもの、かなり分厚いものを作っているんですが、その中に安全管理だけ独立した1編を設けてあります。その中でも基礎になるのは、状況判断をまず的確にやらないといけない、それに応じて迅速に的確に行動しなきゃいけない。今の国民保護法でも全く同じことですね。ですから今回装備の基準が改正されて、情報関係、通信関係についての装備についても大幅に改善しようということが出てきたというのはものすごく素晴らしいことだと思います。問題はこれをいかにして実現するかです。

ですから、この報告の中でも①安全装備、②に情報関係というのが入っているのは大変意味があると思いますが、ただ情報について言いますと、今、消防無線についてデジタル化を進めるということになっている。その中で消防団の無線は一体どうなってくるのかというのがどうももう一つよく分からない。それとデジタル化した無線だけで全部終わるのか。

特に消防団の場合は、さっき雲仙の例なんかもありましたけれども、山火事とか何かのとき現地はかなり分散して活動する。そういう消防団の分散する活動も全部情報を共有できるような情報というのはどうするか。それがこの中に書いてあるトランシーバーだとかということになるのですが、その関係が、いろんなことが今、情報が錯綜していますね。携帯電話がもっと使えるんじゃないかとか、トランシーバーはもちろんありますし、スマートフォンを使ったらもっとうまくいくんじゃないかとか。

そういうような情報関係の装備について、それぞれの特徴だとか何かを整理しながら、そしてある程度それぞれの団の事情、地域の事情にも応じながら計画的に、もう断固として進めていくというのをこのしばらくの間にやっていかないといけない。そうしないと国

民保護にしても今の安全管理にしても現実の対応にはならないと思います、ということです。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。はい、清原さん。

【清原専門委員】 今回の秋本専門委員の御発言に関連する重要な経験を最近したものですから、そのことを含めて発言をさせていただきます。6月12日付の中間答申素案の資料をいただき、それに対するコメントを差し上げて、それを反映していただいて今日の中間答申案をおまとめいただいた事務局にまず感謝を申し上げます。そのうえで、今、秋本専門委員が言われました消防団の装備の改善について、まず発言をさせていただきます。

実はこの6月12日付の素案のときにも、今回消防団の装備の改善における記述が平成26年2月7日の基準の例示でございましたので、情報通信機器についてはトランシーバー等の充実が例示されているだけでございました。私としては、多様化する災害が発生したときにはますます映像の伝達を含む情報機器の高度化と消防署等との迅速な連絡体制が重要なので、情報通信機器についてももう少し記述を強めていただきたいと申し上げたのですが、今回は基準の例示なのでこの案に留めますということでした。

さて、6月24日午後3時頃から三鷹市のごく一部の地域が集中的に雹の襲来を受けました。そして見る間に数十センチ積もる地域がでてきたわけですが、私が第一義的にその状況を把握できたのは、消防団及び三鷹市防災課が、携帯電話で撮った映像をすぐさま本部に報告することができる映像伝達装置からで、本当に迅速に本部に知らせることができる機器による映像に基づく判断でした。私としては消防団、またまずは防災課職員による映像が市民の皆様の通報と連動しながらきちんと本部に届いたということは大きかったと思います。

その映像を見て判断して、私もこれは現場に委ねるだけではなくて、市長自ら現場をまずこの目で確認しなければいけないということで出向いたわけですが、もし音声だけの、今雹が積もりつつありますとか、20センチぐらいですとか言われても、映像が訴える遡及力に比べたらまだ弱かったかもしれません。迅速性のある映像を活用した機器がやはり必要だということを改めて感じまして、これについては、資料4の「今後具体化を図るべき事項」の中に「消防団活動を支援する装備の充実」というようなことが加わると、中間答申案の先が開けていくのではないかなというふうに感じました。

さて、その雹に対する対応ですが、これは前例がほとんどないので、私としても先行事例に学ぶことができませんでした。そこでもう少しお話をさせていただきますが、今消防団に対応してもらっている災害というのは火災だけではありません。むしろ平成25年、1年間見ておりましたが、火災以上に台風等の水防が増えております。

三鷹市では平成17年の9月4日から5日にかけて集中豪雨の体験をしておりまして、そのときに直面したのが原則、消防署は水防の際において排水という仕事についてはあたらないと、あたるのが難しいということです。つまりポンプは放水のためにあるのであって、排水に使わないという事実でした。でも当時はその原則を曲げて、消防署は排水にも

御協力いただきましたが、私としては排水ポンプの整備を全ての消防団詰め所にいたしました。ですから、この雹の時も原則を通して、東京消防庁の三鷹消防署は排水にあたりませんでしたので、三鷹市消防団が排水をさせていただきました。雹を除くのは事業者との連携で職員が一生懸命、ものとしてのこのような雹を除去しましたが、水が地下車庫等に入りますので、排水については消防団に配備した排水ポンプが使えました。

そこで、先ほど来、津波のこと、あるいは普賢岳等の火山のこともご指摘がございます。地域の実情に応じて、消防団の装備というのは多様性があるはずなんです。三鷹市は実はこのような集中豪雨、ゲリラ豪雨の体験がありましたので、消防団に排水ポンプや土嚢の備蓄等の装備を強化するだけではなくて、三鷹市としても雨水貯留施設とか、雨水浸透枡やさらなる下水管の雨水管の整備とか、消防団の装備だけではなくて水害対応をして参りましたが、しかし、今回の雹のような思いがけない事態が生じます。そういうときに本当に消防団が頼りになりました。

1つには、消防署への通報や警察署への通報や三鷹市役所への通報だけではなくて、消防団が実際にパトロールしながら発見した事態を市の本部に映像、音声で上げてくれます。ですから、デジタル無線も役に立ちましたし、先ほど言いました携帯電話等による映像、また場合によってはスマートフォン等で撮った映像等を上げてくれていますので、今後、やはり迅速な情報収集、迅速な情報発信と、そして、本部での情報の的確な収集、そして本部長による的確な判断を支援する災害時の「意思決定支援システム」がまさに重要になってくると思いますし、その一部を消防団が担えるように整備していくというのが、恐らく中間答申ではここまでの記述であったとしても、今後充実あるいは検討を図るべき事項にそうしたものを入れていただければありがたいと思います。

それから、発言したついでに申し訳ございません、もう 2 点申し上げてよろしいでしょうか。会長、すみません。1つは 8 ページにあります、「少年消防クラブ等の活動の活性化を通じた子どもの頃からの消防団活動に理解の促進」の部分です。ここでは②に、「消防団との共同活動等少年消防クラブの活動において消防団の活動を身近に感じる機会を設定することが重要だ」と記述していただいています。

私が持っている事例でも、これは資料 4 にまとめていただいていることですが、小学校等に消防団員が自ら出向いて出前の講座をしてきているというのが非常に効果があります。また防災キャンプというのも、小学校の「おやじの会」等が実施したときに、消防操法を実演したり、災害対応の AED の利用方法について消防団員が説明してくれていることで、その姿を見て消防少年クラブに入るとか、また消防団に入るとか、確かにそういう効果が現れています。

また、消防ポンプ車の写生会といったそうした取組みにも参加してくれていますので、このところ消防団の出初め式には参観者が、本当に目に見えて増えています。それは消防少年クラブも消防団と連携して演技をしてきているということもあるので、保護者が来ていただいているということもあります。クラスメートが来てくれている、あるいは地

域の人が来てくれているということですので、この少年消防クラブの活動に注目して消防団と連携することは、消防少年クラブに入っていない「一般の児童生徒への影響力」もあるということを経験したいと思っております。

あと1点は、9ページ目の「(2) シニア世代の消防団への加入の促進等」でございます。この記述では、定年の引き上げが例示されており、三鷹市でも実はこれを消防委員会で検討を始めていただいておりますが、その後、退職消防団員の経験を生かしたその先の例示が「機能別分団」ということになっております。ただ三鷹市の消防団のOBの方は、例えば「消防少年クラブの指導者」をしていただいたりとか、あるいは「自主防災組織」の中に一員として入っていただくとか、あるいは東京消防庁の「災害時支援ボランティア」になっていただいたりということで、実は消防署との連携もしていただいております。

ですから、機能別分団だけではなくて、実は大きいのは「消防署とのさらなる連携」です。すし、「消防少年クラブの指導者」だったり、「地域の自主防災組織のメンバー」になっていくということで、今回の諮問が「消防団を中核とした地域防災力の充実強化」にあるものですから、消防団の経験者はまた次のシニアとしての機能別分団に留まらず、実は今までも幅広い「地域防災力の強化」に関わっていただいておりますので、このところはひょっとしたら、すみません、中間答申でも「消防署との連携」だとか「地域の自主防災組織との連携」などを含めていただくと、今までシニアの世代が卒業後何もしていなかったみたいな誤解を受けてはもったいないので、今までもしてきていただいたし、今後もさらに地域防災力の要として活躍をするような機会の調整を市町村もいたしますが、ぜひ消防署にもお願いできればありがたいと思っております。以上です。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。貴重な御意見、どうもありがとうございます。事務局の方、回答があるかもしれませんが、基本的には今の清原専門委員の意見の中で中間答申に盛り込んだ方がいいと思われるところは積極的に盛り込んでいただいて、今後検討すべき将来方向については、またその根源とするところに少し幾つか振り分け、区分をして、中間答申でもなるべく意見を加えるように御検討いただければいいんじゃないかというように。御指摘、とても重要で、実践を踏まえたものなので反論の余地が多分ないだろうと思っております。事務局の方、はい。

【室田国民保護・防災部長】 1つだけ。情報機器の装備でございますけれども、実はこの2月に改正しましたこの基準におきましては、これはトランシーバーを例示しております。これは東日本大震災でもトランシーバーがないが故に津波の情報が来なくて犠牲になった団員の方がいらしたということで、これはとにかく団員1人1台は確実に行き渡るといって例示をしているだけでございまして、市長の御指摘のような無線も、これはデジタル化、これは一体として今進めようとしておりますし、映像についても例示として基準に書いておりますので、ここの中間答申の中で書かせていただいて、これをまず達成していただくということが大事なので、例示の中にしっかり位置付けさせていただきます。

少年クラブの御指摘につきまして、あとシニア世代も中間答申に盛り込む文案を考えさせていただきますので、またご相談になります。

【清原専門委員】 ありがとうございます。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。それでは、そのほか御意見。木沢委員、よろしく願いいたします。

【木沢委員】 木沢でございます。今、清原委員のお話の中で、子供たちが消防団員から消防・防災に関する指導をいただいたという話が出ましたが、やはり災害時の避難所となると学校が使われるわけですね。そういう中で教職員の方が防災士の資格を得ることで子供たちに防災に関する指導を適切にできるのではないかと思います。その中で、防災教育は安全教育の1つに位置づけ、総合的な学習の時間、特別活動の中で防災教育を行うことによって、子供たちが防災意識を持ち続けることができるのではないかなと思っております。

それともう1点ございまして、現在、地元の消防団員で30代後半から40代、50代の方々が随分退団されております。それはなぜかと言うと、若いうちに入団し、経験を積んだ後に役職を与えられると、2年ぐらいで送り出されているようです。なので部長でも30代後半で辞めております。また50代の方は分団長、65歳というと団長や副団長。そういう方がお辞めになっている人たちだと思うんです。

そういう中で知識があって今まで活動していたんですが、一度退団し、再入団すると一般団員に戻ってしまい、上に分団長等がいるから知識や経験があっても他の団員に指導ができないようです。そのような状況の中で、役職経験者が再入団した場合はその位置づけが一般団員に戻るのではなくて、何かの階級に位置づけられて、指導できる立場があったらいいのかなと思っております。以上でございます。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。はい、秋本委員。

【秋本専門委員】 これは岸谷委員からの御発言の方が適当ではないかと思うんですが、機能別ということの仕組みを始めた時に研究会で、実は清原市長さんもメンバーでおられたんですね。それで機能別というのは、これは必要なときはうまく活用したらいいだろうなということをみんなで意見、一致したんですが、同時に基本団員というか一般の消防団員というのがやっぱり中心になってもらわないといけない。それは大事だということをしつかりと言いながら機能別も活用しようというのを、清原委員がおっしゃっていて、私、すぐもうそう思ったものですからすぐ賛成したことがあるんです。

それで、この場合に機能別というのはうまく使うとうまく機能できると思うんですが、同時にここの中、ひと言、基本団員の確保について触れておきながら、機能別というような、そういうふうにしておいていただいた方がいいんじゃないかなと。この辺は岸谷委員の方がはるかに専門で御覧になっておられるからあれですけども。

それからシニアの方の活用をどうするかというのが、私、例えば元職員だとか元団員の人たちをもう一遍消防団をやってもらおうという話はよくあるけれども、あなた方、どう思

いますかなんて団長さん方にやると、やっぱり顔色がいろいろ、使いにくいなあという顔をされる方もおられますし、いや、あの人ならいいなあというようなのがあったりとか、どうも正直なところいろいろなので、その辺は恐らく消防団の中でよく皆さんで御相談してお決めになるということじゃないかと思えます。

それから女性のことがここに書いていただいています、日本消防協会で女性消防団員10万人目標なんて昔言い始めて、今もその目標は看板としては下ろしていませんが、現実にはいろいろやっていく中で、やっぱり団長さん方、消防団の幹部の皆さん方が一番どうも気にしておられるのは怪我をしないようにという、そのことを一番気にしておられて、したがって女性の皆さんの活動というのも、現場で消火活動をやるといのはなかなかやってもらいにくいんだよなというのがある。

実はこの問題、世界中共通しているんですね。世界各国に女性の消防職員、消防団員いますけれども、同じような問題を抱えています。それで今年9月29日に女性消防団国際会議という、ちょっと大袈裟ですが、9カ国ほど日本に集まってもらって、そして今申しましたような共通の問題、そしてそれをどうやって皆さん、調整しているか。それから消防団の詰め所の構造も女性はあまり予定していないという構造が多いものですから、それはどうすればいいのかなとか。そういうようなことについて情報交換、意見交換をしながらやっていきたいと思えます。

なかなかそれぞれの事情があるものですから、我々としては女性の皆さんに活躍していただいているのを基本にしながらも、それがスムーズに行くような条件整備みたいなものをできるだけ進めたいと思っております。

8月29日に有楽町で地域防災力充実強化大会をやるなんて、この間もお話しましたが、その中に女性の消防団の方にも出てきていただいて、例えばお芝居の上手な消防団の人、いますので、そういうものをやっていただくとか、体操まで作って考案した消防団がいますので、応急手当の動作を体操に仕掛けたというのも出てきたので、女性の皆さんの活動というのは男性だとちょっと思いつかないようなことをやってくださる面もあるし、そしてまた男性と同じ活動というのも傾向としては増えてきているように思います。

そういうような、自然にうまく何とか軌道に乗っていくというようなことになると、また新しい展開になるんじゃないかなと思えますので、この中間報告にそういうようなことに繋がるようなことを書いていただいていることをどういうふうに見ていながらやっていくか、大事にしていかなきゃいけないかなと思っております。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。じゃあ、岸谷委員、少し。消防団のシニアの活動その他でご意見ございましたら、よろしく願いいたします。

【岸谷委員】 それでは秋本専門委員の御指名もありがとうございますので、各地域の消防団の現状というものを少しお話をさせていただきたいなと思えますけれども。一応、先ほどから出ております機能別分団につきましては、私が考えておりますのは、なかなか身分の保障が大変だなということ。もう少し身分の保障をしっかりと考えてあげましたら、もう少し何

とか機能別分団の方も多く増えてくるのではないかなということでございます。

それと、秋本専門委員の方から女性団員を10万人というような目標がございましたけれども、実のところ私の市で今年度一応7名を予定しておりますけれども、20万人の市民で7万人の予定が、公募しましたところ、今のところ6月30日締め切りでございますけれども、7名でございます。

ということ、それは伊丹の町の実情もございまして、海もない、山もない、ただ空港があるだけで非常に穏やかなところで、災害にはもう一つ関係のないというような市民の安易な気持ちもある中での、そういうような募集状況であろうと思っておりますけれども、なかなかそういう女性の団員。その中で応募者、内容を見てみますと、なかなかしっかりとしたお考えをお持ちの方で、この方たちだったら十分に活動していただけるなというような女性の方々が応募をさせていただいておりますので、もうこの7名で十分かなと思っております。市長にとりましては、もう少し何とかならんのかなというようなあれもございすけれども。伊丹の町にとってはそういう実情でございますけれども。

ついでに、この中間答申のことについてもお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、審議、また御意見を踏まえた中間答申ということで、私は非常にこのことについては良いなと思っておりますけれども、秋本会長の御紹介にもありましたように、今年の8月29日には、各層各界の幅広い理解が必要だということで消防団を中核とした地域防災力充実強化大会を日本消防協会主催で開催するわけでございますけれども、消防庁についてはいろいろ取り組んでいただいております中で、消防団関係者としては非常に感謝をいたしておるところでございます。

先ほど来からまた出ていますように、私ども兵庫県におきましても北は日本海から南は瀬戸内まで地域も広うございまして、地域性がかなり異なっております。消防団の活動もまた、装備、訓練、地域の認識、行政の取組等も様々でございまして、具体的な施策については地域の实情に合わせて団活動、また資機材の配備等考慮していく必要があるかと考えておるところでございますけれども、いずれにいたしましても、地域コミュニティでもある消防団自身が地域コミュニティの中で自ら連携をしていくということが必要なことでございます。また消防団員がいかにそれを認識しているかということでございます。

地域の一員として自覚をしていただきまして、日頃からできるだけ多くのコミュニティ活動に参加をしていくことが重要であります。そのことがひいては自分たちの、消防団員の加入促進にも大きな役割を果たしていくのではないかなという思いでおります。それは消防団、団員自身が努力をしていかなければならないということでございます。

それともう1点だけ。先ほどちょっと出ておりましたけれども、NBC災害を含むというようなことも出ておりますけれども、何ぶんにも消防団、装備の方も十分でございませぬので、そのような知識は必要であろうと思っておりますけれども、その程度で、NBC災害に関する基本的な知識ということで御了解願えたらなという思いでおります。以上でございます。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。続いて関澤委員、御発言よろしくお願ひい

たします。

【関澤専門委員】 先ほど清原委員がおっしゃったことと多少関係があると思うのですが、今回の中間答申を改めて見させていただいて、やはり団員をどうしていくか、何とかして増やすということに重きが置かれていて、団員をインセンティブを付けて増やすということが主に書かれているように思います。前回のこの場でも申し上げたのですが、消防団を単に増やすだけじゃなくて、これを中核とする地域防災力の充実強化という総合的な取組みも必要かなと思います。

今回の中間答申には入らなくて、今後の課題でも結構だと思うのですが、組合消防とか広域消防になりまして、単独消防のときと違って 1 つの市長村の中で消防と消防団が共存しているというのがだんだん少なくなってきたんですね。特に地方に至ってはますますそうなんだと思います。

そうしますと、例えば無線 1 つをとっても、デジタル化すると消防団は常備消防の無線を聞けないことになります。昔だったら傍受と言いますか、一方的に流れているんですけども、今常備消防が何をやっているのかというのも消防団の方でも把握していて、俺たちも何か動けなくちゃということで自ら常備消防に連絡を取ったりすることができたんですけど、最近ではできませんとおっしゃっていました。

もう 1 つは、消防団は市町村の所属になりますので、日頃の常備消防との付き合いと言いますか、訓練とかも市町村によってまちまちだと聞いております。常備消防の方の意見の 1 つとしては、「私どもは、消防団はあてにしていません」というようなことをはっきりおっしゃる消防本部の方もいらっしゃいます。その辺はぜひとも、消防団ももちろん市町村の存在なのですが、常備消防とのうまい連携と言いますか、棲み分けも必要だし、ただしやはり最低限、情報コミュニケーションはうまくいくような方法の改善を図ってほしいなと思います。

なぜかと言いますと、例えば 119 番が入ったときに広域消防だと、以前の単独消防だと直接消防団長の方にすぐ消防本部から連絡しても全然問題がないケースが多かったんですけども、広域消防になったら必ず市町村の総務課の消防団担当の人に電話か携帯で連絡しなきゃならない。この連絡を受けた消防団の担当の人が、改めて消防団長にまた電話で連絡する。それで 119 番入ったから、そこへ出動してくれということになるのですけれども、実際に消防団のそういう地域の人に聞いたら、火災には絶対間に合いませんと言っていました。

だから、その場合でも、広域消防でも常備消防本部から各消防団の団長とかに、然るべき人に無線か何かですぐに、ストレートに連絡できるような体制を柔軟に図っていただければと思います。これは市町村の長がそれを認めるかどうかにもよるわけですが、ぜひともその推進を図っていただければなというふうに思っております。これは今後の課題のところで触れていただけるとありがたいと思います。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。多分、私が思うのは、究極の目標はやっぱ

り地域防災力の充実強化、その中での消防団をしっかりと位置づけていくところにゴールがあると思うんです。で、とりあえず今回の中間答申はその基盤を作る。消防団員をしっかりと確保するとか、消防団員に対する社会的評価をしっかりと作っていただくとか、そういうまず基盤を作る。とりあえずしっかりした、そういう中核になるための基盤整備をまず中間答申で出させていただいて、むしろ地域の防災に対する消防団をどう位置づけて、どういう仕組みを作っていくのか、次の答申で。多分次はそこが重点になると。

多分、今まで議論されている例えばシニアの活用だとか機能別消防団の位置づけみたいなものも、地域の中核に消防団はなるということによって消防団の活動の幅が広がったり、責任も大きくなる。それを今度、どういう仕組みというときに、例えば元消防団員の人があると、それなりのポストとかというものが生まれてくると僕は思っているんですね。

今までだったら元消防団に戻るしかなかったけれども、もうちょっと広く消防団員が出て行けるところが地域の活動の中で多分僕は出てくるように思うので。多分それが先ほどの子供さんの教育の場もそうです。防災教育の担い手だとか、行政との関係もそうで、むしろだから従来の消防団、狭い枠じゃなくて、地域全体を担っていくという中で消防団の新たな役割が出てくる。そういうところにどんどんまた新しい消防団員を送っていくということで。いや、私、言っているのは、だからそれは次の課題にさせていただきますというふうに逃げているかもしれませんが。多分そこが次のしっかり議論すべきことだろうというふうに考えていただければいいのではないかと。

今回はとりあえず、私は大きいのは、社会的にきちんと評価できる仕組みを作る。それからみんなが進んで消防団に入ろうという気運を作る。やっぱり、そういうところがまず中間答申では私、入れていただくという、御理解で。で、関澤先生のやつはきっとそこだと思うんですよ、その常備との関係とかというのは。今度、地域の中でどうやるか。地域密着型消防団の少し体制の在り方みたいところで。そうすると装備の問題も、ひょっとしたらまた新たな装備がいるって話も出てくるような気がいたしますので。

という理解でいいんですかね。勝手に私、仕切ってしまうと、いけないんですけども。そういうふうに思っておりますので。青山委員、よろしく願いいたします。

【青山繁晴委員】 青山でございます。今座長のおっしゃったことと、それから先ほど関澤委員が御発言の冒頭におっしゃったことに関連してなんですが、この中間答申が、関澤委員がおっしゃったとおり、減っていく消防団員をいかに回復して地域に根付かせるかと。とにかく増やすということが主な眼目になっているのはそのとおりだと思うんですね。その上で、減っているのは人口減や、あるいは社会的つながりの希薄化ということが当然背景にあるんですが、それと同時に、消防というと火消しだと、火消しにどうやって関わることなのかというのがよく分からなくなっているということがあると思うんです。

何を申したいかと言うと、消防団に新しい役割が加わらないと新しいインセンティブにはならないと思います。それは小川委員がおっしゃった大学の中で位置付けるにしても、学生の自主性に待つだけではなかなか本当は集まらないのでどうするかということにも関

連すると思うんですけども、火消しだけではなくて危機管理全般、その中でも具体的にみんなが関心があって、ひょっとしたら大変な危機になるかもしれないことにどうやって備えるのかを。それには当然、東日本大震災の経験から津波とか地震とかの大規模災害のこともあるんですけども、もう1つはやはりNBCの問題をもう少し全面に、あるいは具体的に盛り込むべきじゃないかなというふうに正直思います。

この中間答申案で申しますと10ページから11ページに、最後の方に項目7で消防団員の教育訓練の改善とありまして、その項目の一番最後の2、3行のところで、消防学校以外の場における教育訓練の充実や、NBC災害を含む多様な災害を見据えた教育への改善についても取り組む必要があると、だけで終わっているんですが、これ、言い方厳しくなっちゃうかもしれませんが、人間が直面している新しい危機に臨むのが消防団の1つの役割であるから、新しい人材やあるいは充実も、装備も含めて、人材も装備も充実が必要なんだというのが、これだけでは中間答申といえどもあまりにもちょっと弱いのではないかなと思います。

NBCについては皆さん御承知のとおり、北朝鮮を発信源にする危機意識というのが普通の日本国民にも学生諸君にも、僕は近畿大学で国際関係論を教えていますけれども、若い学生でもそういう北朝鮮を発信源とした危機意識というのはかなり浸透していて、あるいはこれ、NBCでいうと、Cのケミカルでいうとサリン事件について、松本サリン事件も地下鉄サリン事件ももう1度見直そうという気運が社会の中にもメディアの中にもあります。そういう皆が割とニュース等を通じて関心を持てるところをどうやって教育訓練するのか。

例えば今申しました通り、サリン事件って実際に経験をした警察官も自衛官もいらっしやいますし、中にもまだ現役の人もありますしOBの人もいて、そういう横の連携で新しい教育訓練をやるんだと。さらにはアメリカ合衆国に御承知のとおりテロに備えて国土安全保障省ができて、その中に皆さんよく御存じのFEMAというものが含まれました。連邦緊急事態管理庁ですね。このFEMAが例えば簡単なマニュアルを出していて、それはNBCのうちのBですね。

例えばの話ですけども、根絶したはずの天然痘ウィルスが一部の国に兵器化されて存在しています。それがバイオテロで日本に持ち込まれた場合、対処するには最初に皮膚に出てくる赤い斑点を初期にどう見るかが肝心です。1980年に根絶されていますから、実際に天然痘患者を臨床で御覧になったお医者さんも、もういらっしやいません。赤い斑点を「食あたりぐらいだろう」と地域社会として思い込んでしまう、医者にも最初のうちかからない、ということがあり得ます。

そのとき、地域に赤い斑点の出る人が急に増えていったとき、「ひょっとしたら根絶したはずの天然痘ウィルスかもしれない」と考えて、保健婦さんや医師に連絡できるのは、警察官よりも自衛官よりも、地域のすみずみまでにいらっしやる消防団員こそが、最小限度の知識と訓練さえ受けていれば、期待できるということがあります。初期に発見できれ

ば、その地域の外にワクチンを投与して天然痘の広がりを防ぐことが出来て、そうした消防団を活用した態勢があれば、そもそもバイオテロへの抑止力になります。

そうすると、例えば FEMA のマニュアルの中にもそういうものがありますけれども、こういう斑点が出るとひょっとしたらそれかもしれないということ为例えば消防団員の方々に教育訓練として行う場があれば、先ほど岸谷委員から NBC については装備の問題もあるからとおっしゃって、その通りなんです、催涙ガスにマスクせずに立ち向かうわけにはいきませんから。じゃあ、ようやく警察官や自衛官に対してある程度配備されたマスクを消防団員に、86 万人に全部配備するのは実際難しいと思いますから。だからそこに機能別ということも僕、入ってくるんじゃないかと思うんですね。

消防団員にしかできない役割を、あるいは消防団員が命を的にしなくてもできる役割というものがあって、そこに的を絞った教育訓練というのを、今までと違う日本の中の横の連携とか、あるいは過去の経験を生かすとか、あるいはさっき申しましたがアメリカだけではなくて国際連携で行うということがもう少し具体的な方向で盛り込まれると、もう 1 度申しますが新しいインセンティブになって若い人に刺激になるだけではなくて、自分がかつて消防団にいて、それなりの活動をしていて全部知っていると思ったけれども、実は新しい役割というものが有り得るのかということ、過去の経験やあるいは地域の中の人材のネットワークを持っている方がもう 1 度関心を持っていただくということも有り得るんじゃないかなと思います。したがってその辺りをできれば最終答申に向けて充実いただければなど、個人的意見ですけれども、そう思いました。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。それでは引き続き御意見。時間も限られていますので。じゃあ、宗片委員、よろしく願いいたします。

【宗片委員】 宗片です。この答申の中を拝見して、会長がさっきおっしゃったように基盤づくりの答申であるということ、承知しておりますけれども、ただ、より消防団が身近に触れる機会を増やすということなのですね。より一般の中に消防団が溶け込んでいくことが必要であるということも盛り込んではあるのですが、しかし今後の具体化に図るべき事項の中で担い手づくりというところもあるんです。そういったところでは、消防団自身がいわゆる次の担い手を育てるという人材として活用される必要があるというふうに思っています。

仙台市の場合等も震災以降、地域防災リーダーの養成講座等をやっている、30 プログラムぐらいの講座をやっているんですが、その講座の講師に 1 人も消防団は入っていないんですね。大学関係者であったり防災士さんであったり、行政の関係者なんです。消防団の方は一人も入っていないというようなプログラムになっているわけです。そういう意味ではやはり消防団自身が人材を育てる側に回るといって、そういったことによってより地域の方たちとのコミュニケーションであったり、それから触れる機会を増やすというような、そういったもう少し積極的な消防団の役割というものもこの答申の中に盛り込んでいただければいいのではないかなというふうに思っています。

それから、女性の消防団を増やすという意味では確かに先ほども何点かお悩みがあることも分かるんですが、着実に女性の消防団、今増えているわけですので、そこに私も期待をしたいというふうに思っていてまして、伺いたいのは、木沢さんに、婦人防火クラブが143万人いらっしゃるんです。この中から消防団に手を挙げて参加をしていくというような女性はいないものなのではないでしょうかという。大いに期待をしたいところで、大きな組織で大変防災については日常的に熱心に活動されているものですから、その辺を一度伺いたいなど前から思っておりまして。婦人防火クラブから消防団へ手を挙げてくださったら、かなりの方数の女性たちが消防団として加わってくださるのではないかとというふうに思うのですが、その辺りいかがでしょうね。

【室崎会長】 それでは木沢委員、よろしくお願ひいたします。

【木沢委員】 お答えになるかどうか分かりませんが、実際、私たち黒磯市では女性消防団はおりません。栃木県でも僅かです。そういう中でなぜかという、やはり消防団員、女性というのは消防団みたいに活動していない。女性消防団大会がありますね。それに向けて2年間くらい練習をします。そして終わると皆さん解散しちゃいます。そういう中で本当に、大会に2年間やった経験を生かしてそのまま残っていただければいいのですが、そのためには皆さん、いろんなところから寄せ集めというか、それでやっております。だからそういうことで恐らく女性消防団員は難しいかな。

今も声はかけているのですが、本当に市のほうでも賛成していないんです、実際は。なぜかと言うと、お金の問題かと思えます。団員もなかなか大変で、減俸しているという状況であるし、女性消防団が出て何ができるか、消防団と同じく活動できるかというのが1点ですね。だから、できる、できないは指導次第ですよ。同じく指導すればできると思うんです。その辺がまだ皆さんに浸透していないし、本当に全国でも大きな団体であるので、ぜひそれを作ればいいなと思っておりますけれども、現在はやはりうちの方でそういうことでなかなか団員を作るというのは難しい。市の方で賛成、あまり進んでおりません。声をかけるんだけど進んでいないということが現状です。だからほかの方もそうじゃないかなと思えます。よろしいでしょうか。

【室崎会長】 はい。じゃあ、小川委員。

【小川専門委員】 今の木沢委員、宗片委員、それからさっきの秋本専門委員の御発言に関連して、女性の話なんですけれども、消防の世界の中だけで考えると、男がやってきた中に女性の消防団員が入って行って、いろんな問題があつて大変悩みがあるということなんです。ただ、これ、もうちょっと違う組織に目を広げていくとどんどん変化が起こりつつあるし、その組織の中でも今度は日本的な在り方と世界の在り方、全然違うということで、また変化が表れつつあるということ、御参考になるか分かりませんがお話ししておきたいと思えます。

私は軍事問題の専門家ですが、今海上自衛隊の護衛艦、軍艦は乗組員の2割を目標に女性を乗せようとしています。これは私自身がそれを石破防衛大臣のときに提案をして、実

行に移している。海上自衛隊で一番大きな護衛艦「ひゅうが」ってありますね。2万トン近いやつですが、これは350人の乗組員のうち35人が女性です。ダメージコントロールのチームの指揮官も女性です。つまり被害を受けたとき火を消すとかですね。

彼女たちは2段ベッドの部屋が17あって、そこに入っているんですが、やっぱりそこで男ばかりの海軍の中でどういう悩みを持ち、それをどうやって乗り越えていったかという話は聞いてみると参考になると思うんです。で、実際に船の中で彼女たちに話を聞いていたら、ただ、自分たちの考えているのとやっぱり違う現実がアメリカ海軍との、あるいは海兵隊との共同訓練であるということを知って価値観が変わったと言うんです。

女性だけの居住区というのがあって、その中に赤いのれんが掛かっている一角があるんです。真ん中に白く女って白抜きになったのれんですよ。女湯みたいなんですね。女湯ということはないんだけど、何だって言ったら、これは女性だけの洗濯の区画なんです、洗濯機から乾燥機から。男の隊員とは分けているんですね。ところが去年3カ月、ドーン・ブリッツという日米共同訓練に行っていたんですが、アメリカの海軍とか海兵隊の野郎ども、女性もいっぱいいるんですが、乗ってくる。そんなもの、字が読めないこともあるんだけど、関係なく全部使われちゃったと言うんですね。

男も女も1つの職務にあたる場合には関係ない。その前提でやっぱりいろいろなことを考えていくということになっていくと。だからトイレだって女性用のトイレという感じではないんですね。でも、そこまで行かないと同じような任務はできない。もちろん軍隊とか常備消防とか消防団の違いというのは全くあるんですけども。やっぱりそこで女性が男社会の中で役割を果たすうえでぶつかる問題、悩み、それを乗り越えていく過程でどういう光景が広がっているかということについては、彼女たちの話を聞くと少し参考にあるのかなと思ひまして。以上です。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。はい。じゃあ、手短かにしていただいて。ほかの委員も。

【清原専門委員】 ごめんなさい、一言だけ。今の女性消防団員のお話に関連して申し上げます。三鷹市も人口18万人ですが、204人の消防団員のうち女性消防団員はゼロです。ただ、今、消防団及び消防団のことを審議する消防委員会では女性消防団員の在り方について、最近に至るまで検討を始めていただいています。今日総監がいらっしゃいますが、実は東京消防庁でかねて三鷹消防署の警防課長に女性を出してくださいました。女性の警防課長と消防団員と一緒に現場に防火、防災、消火をさせていただく経験を持っておりません。

また三鷹市では、私になりましてから自衛消防隊に女子隊を作りまして、女性の市役所職員に活躍してもらいまして、その経験者を今、防災課の職員に配置しています。つまり防災課にも女性の職員がいるということがまず大事ではないかと。

したがって、ボランティアでやっていただく消防団員の女性の皆さんが活躍しやすい風土づくりには市役所及び消防署の連携も必要かというふうに考えます。今、例示させてい

ただきましたが、警防課長であるとか防災課の職員であるとか、そういう公務員の側にもしっかりと女性が配置されていないと、今、小川専門委員が御提案されたようなプロとしての場ではなく、ボランティアの場所ですので難しいかなと思ひまして。以上です。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。石井委員、よろしくお願ひいたします。

【石井委員】 遅れて来ましてすみません、内閣府の方でちょっとお話があったものからです。それで今、聞いていまして、遅れてきたので後づけで聞いているんですが、女性の問題というのは我々の現場から 1 つ言えることは、しばらく前まで女性医師の問題、女医問題ということが大分言われていた。最近聞かなくなりましたですね。つまりもう我々の中では、女性が入って、女性が働きやすいような職場になるということは男性にとっても働きやすいんだということが非常に明瞭になったものですから、あまりそういうことが問題だということはもう言わなくなりました。

当然一緒にコラボして、職場環境もそれなりにちゃんとやっていく。逆に言うと、もう突撃型の仕事が多かったものですから、私のやっているような外科系の救急のというのは、それも大分整理された。アメリカの女医さんたちに聞きますと、救急、災害のセクションに女医が非常に多いんです。それも非常にエキスパートなんです。我々、どやされるぐらいです。何かというと、交代勤務とかそういう労働環境とか、そういうところが他よりも一段と優れている。だから女性にとって良い職場なんですという言い方をされます。

つまり発想を変えていけば、そうするとそういう本当にエキスパートの方が交代勤務をちゃんとしながら、なおかつやるときには十二分のパフォーマンスでやってくれるということがあるんだと思います。ボストンマラソン、テロの対応のときも実にそういう方々が活躍されています。

それが 1 つと、あと NBC の話がありましたのでちょっと触れたいんですけれども、この文書を見ると NBC 災害と書いてありますね。普通はテロ・災害ですよ。特に B とか C は、N もそうですけれども、両方考えておかないといけないのではないかなと。文言的にそう思います。そして、確かに天然痘、見たことある医者がないだろうと言われるとそのとおりなんですけれども、ただワシントン DC でそういうテロが起きたらというシミュレーションを聞いたことがありますけれども、結局最初は頭痛、発熱、倦怠感で始まるんです。風邪症状かな。それが広がっていったよいよ症状が表れた時に、あ、これはとなりますので、別に消防の方々だけがそれを頑張らなければいけないということではなくて、御一緒に協働しながら、どうも変なんだよねということを言い合うことがそういう診断に繋がることだと思いますので、それはそういう概念でいいんじゃないかなと思います。

そして、やはりそれには装備が必要です。それは実は福島原発のを見ても分かります、除染のため、それからそういう防護のための装備は必要です。結構それは N も C も、化学のものも考え方は同じです。実はそしてバイオも同じです。スタンダードプリューションというようなマナーさえ身に付ければそれは対応できるし、また万が一そういう場所に立たされてもそれを持ち帰らずに済むやり方がありますから、それは装備と研修と、そ

れを順次進めていくということではないかと思えます。当然考えておくべきことだと思います。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。続いて、青山さん。

【青山佳世委員】 青山でございます。冒頭に変な熱意を感じる御説明をいただき、また、この中間答申におきましても、攻めの内容で消防団を確保していくというような大変前向きな姿勢が感じられまして、関係のみなでやはり、みんなが主役よみみたいな雰囲気を盛り上げていって、ここの中で国民運動に発展させていくという内容も盛り込まれていましたが、そういうムードづくりもぜひみんなでやっていただきたいなと感じました。

それで中身、大変結構だと思いますが、感想も含めて気がついたことなんですけれども、冒頭で清原委員が先ほど、都会の今まで洪水がなかったところで内水氾濫みたいなのところがあって、そういう排水とか土嚢のというお話がございました。私も本当にそれ、感じているんですが、これは所管の違うところの氾濫の多いところでは水防団があるのですが、水防団がないところでやはりそういった災害が増えているんですね。

ですので、ここは 5 ページのところにも水防団との連携というのが実は、勤務地における被用者の消防団への加入の促進等というところと、機能別分団のところでもこれが盛り込まれているわけで、消防団の報告書の中に水防団との連携をどのように書くかというのは大変御苦労されるころではあろうかと思えますが、勤務地における中の水防団との連携とか、水防団的な技術や知識の考え方だけではちょっとあれかなと思ひまして、もし今後のところにもでもそういった部分を反映させていただくとか、何か考えられることがあるのであれば、もう少し消防活動の中にも水防的な何かを考えられるのかなというふうに感じました。これは所管が違うので難しいのかどうかよく分かりませんが、御検討いただければと思います。

あと、大学の就職時に学生時代の消防団活動を評価する。大学側と、それは自治体に任せるということで、あと企業さんの方にそれを認知していただく取組みを増やしていくというのは、それはすごく重要なことだなと思ひまして、積極的に消防団員活動を奨励する企業さんは多分そういう大学生の就職に関しても理解があると思ひますが、ぜひそうではない企業さんにも普及させていくことで、また企業の職員も消防団の活動に理解を、相乗効果で頑張っていたらいいと思うので。

多分これは経団連さんとか日経連さんを対象にしておられると思うんですが、災害においていろいろ協力してくれる、例えば日本自動車連盟とかトラック協会とか、そういった業界団体へのアプローチもぜひ、企業内、業界内に消防団員を増やすということと、それから大学生を積極的に評価していくということ、考え方を取り入れていただけたらいいなというふうに感じました。以上です。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。

【室田国民保護・防災部長】 すみません、水防団について実態だけ申し上げておきますと、消防団は基本的に水防活動をやりますので、これは水防団員の兼務発令をしていると

ころとしていないところがあるんですけども、基本的に水防団活動を消防団が担っております。ですから国土交通省の統計でいきますと、消防団よりも水防団の方が多いです。なぜかという、水防団員だけのところが例えば岐阜県の輪中とかにありますので、それに消防団員の数、そのまま上乘せて統計しているだけでございますので、そういうふうになっていまして、むしろ専門の水防団のところを連携したいということで書いてるだけで、もともとの消防団は全て水防活動をやっておりますので。

【青山佳世委員】 どうも失礼しました。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。大江委員、何か今までで、常備消防の例も出ておりますけれども御意見ございますでしょうか。

【大江委員】 やはり消防団、東京都内 98 団あります。いろんな状況が地域によって違うなということは我々も認識をしているんですけども、結構、先ほど清原委員からもありましたとおり、消防団に女性を入れるということにまだまだ抵抗勢力が団員の中にもありますよね。ここの部分は消防団の業務がいろいろ多岐に渡っている、そういうことをしっかり明確に出していかないと、通常の消火活動でポンプ車を使っての活動をどうしてもイメージをしちゃうものですから。そういうところではまだ女性はいらないという団長さんも正直何人かいらっしやいますよね。ですから、住民指導だとか広報だとかという部分もしっかり消防団としての仕事の中に明確に位置付けて、それを地域の中で理解をしてもらうということが大事だと思います。

それから今地域によっては、地域の町会、自治会から必ず何名か出すと。ですから、そこでもし退団する場合は町会としてしっかり責任を持って後継者を入れるという制度を持っているところもございます。そういう意味では、地域防災力ということでは町会、自治会というのかなり大きな部分を占めますので、その理解というのもしっかり必要かなというふうに思います。

最後、常備消防の立場から言うと、やはり常備消防との連携をいかにするかというのは消防団では絶対に必要になってきますので、ぜひともこのどこかの部分で常備消防との連携、これで同じ活動を一緒にやるんだという、かなり消防団の意識も変わりました。23 区の消防団も昔は手引きポンプしかなかったんですが、小型の積載車を導入してから活動も非常に活発になったと。一緒に消防を常備消防とやるんだというものが 1 つのステータスになっているところもございます。

ですから、教育訓練もそうなんですが、23 区内では必ず月 1 回は常備消防と一緒にあって訓練をするというのが決められておりますので、その中でどうやったならば本当に自分たちの実力が上がるだろうかということも含めて、当然ここには資機材のこともありますので、そういうものが全部うまく機能しないと教育訓練にも繋がらないわけでありまして、常備消防との連携という部分も非常に。団員の募集も、常備消防が団長さんと一緒に行くというのは、これはお願いするにしても、消防署が来たんだなということではやっぱり受け入れ方が違うものがありますので、ぜひともその部分は我々もやらなきゃいけない

いと思っていますし、何らかの形で記載があればなというふうに思います。以上でございます。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。それでは最後になりますが、田中委員、少し全体についての御意見等でございますでしょうか。

【田中委員】 今までの皆様の御議論から 1 点、やはりかなり多くの方々が今後の課題という中で述べられている部分について言及されていたと思います。例えば情報の発信の話、地域防災力、NBC、あるいは防災教育、それから常備消防との関係、あるいは女性、シニアといったところですか。そういった話を伺っているながら、私もちょっと違和感があったのは、すごく細かいところにいきなり入ってしまっているの、それは関澤委員もおっしゃっていましたけれども、むしろ発想の部分をもうちょっと書いておいた方がいいのではないかという気がいたしました。

そういう意味でずっと考えていたんですが、どこに入れるのがいいのか。いきなり題名が早急に取り組む事項になっていますので、もうその頭振りは無理だなと思って。そうすると第 1 章が現状ですので、すると「はじめに」に行くしかないというところで。

そうすると、消防団を中核とした地域防災力の充実強化のために議論すべき事項は多岐に渡る一方で、ここだけで受けちゃっているの、やはりいったんここで切っていただいて、どこまで具体化するかは別として、今後の新たな消防団についての検討は指摘され議論を積み重ねてきた一方、喫緊なんだから、当審議会では、先ほど理事長が基盤という言葉がされました。あるいは秋本委員が基本単位という言葉がされました。やはりそういうものをまず充実して、今やらなきゃいけないことを書きましたと。何か書かないと何か居心地が悪いなという。全体の皆さんの御意見はそんなことだったんじゃないかというので、座長代理だったと思いましたので、そんな取りまとめをさせていただいて、1 つ皆さんにお諮りしたいと思います。

【室崎会長】 どうもありがとうございました。会長の代わりにまとめていただきまして、どうもありがとうございます。全体としては、この中間答申について積極的に評価していただく御発言であったように思いますし、それから、あるいは今田中委員がおっしゃった、さらに今度次に向けてのたくさんいい御提言をいただきました。

とりあえず、今日出てまいりました御意見を踏まえて少し修正をさせていただこうというふうに思っております。修正をさせていただいて中間答申という形にさせていただこうと思っておりますけれども、文言等の詳細につきましては、私に御一任いただければと。皆さん方の趣旨をできるだけ生かすようにということと、先ほど申し上げましたけれども、できるだけ中間答申に盛り込めるところは少し頑張って盛り込みたいと思っておりますのでよろしいお願いしたいと思います。ということで、それでよろしいでしょうか。

【一同】 はい、よろしく申し上げます。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。それではそのような形で進めさせていただきたいというふうに思いますので、それでまた中間答申でございますけれども、答申書の

消防庁長官への手交及び公表をしなければなりませんけれども、その辺につきましても事務局と調整をさせていただいて進めたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、とりあえず議事について終わっているんですけども、その他というところで、何か委員の皆さんで特にという。ただ時間が迫っているんですね。それで意見はというのはあれなんですけれども。特に何か。どうぞ、石井先生、よろしく願いいたします。

【石井委員】 実は医師会でこういうインシデントコマンドシステム基本ガイドブックというのを今度出しまして、今、これ販売促進用の、少しあって、この後 2,000 円という定価で売り出すことになっているんですが、皆さん方にはぜひ次回でもお配りしたいかなと思っております。説明はまた何かしろということがあれば。とりあえず次回お渡しするような形にしたいと思うんですが、いかがでしょうか。もともと消防から始まった文化ですし、アメリカが持っている一番良いものの 1 つだと思いますので。

【室崎会長】 それでは次回にお配りをいただいて、御説明もいただくということで。これまた宿題にさせていただくと。どうもありがとうございます。

それでは、一応今日の議事は以上ということにさせていただいて、進行を事務局にお返ししたいと思いますのでよろしく願いいたします。

【濱里課長補佐】 皆様、本日はありがとうございました。先ほど会長からございました、取りまとめられました中間答申の長官への手交につきましては、1 週間後の 7 月 3 日木曜日、13 時 10 分から消防庁長官室において執り行う予定としております。併せて同日に報道機関等への公表も行っていきたいと考えてございます。

また、次回第 4 回の会議につきましては、概算要求等の日程もございまして、9 月後半から 10 月前半頃を目処に開催したいと現段階では想定しております。後日、事務担当者から日程照会等の御連絡をさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、中間答申につきまして、修正について会長御一任ということで取りまとめをいただいたところでございますので、大石消防庁長官から皆様に御挨拶を申し上げたいと存じます。

【大石消防庁長官】 すみません。この審議会の中で機会があったらお話をしようと思っていたのですが、最後のまとめになってしまいましたけれども、冒頭、小川先生から国民保護法のことについて触れさせていただきまして、実は 10 年前にこの法律が通ったんですけども、その際に小川先生と青山繁晴先生に大変お知恵をいただきまして法律ができました。そして国民保護計画を作って訓練をやるという仕組みになっているんですよ。確かに計画はできたんですけども、訓練が十分に行われていません。そのために、国民にこの国民保護というのが浸透していないという状況でございます。

私ども、これはやはりしっかりやっていかなきゃいかんという気持ちでおりまして、先ほどの NBC の対応等の話につきましても、本当に十分ではございません。まず消防団員の方々がよく御存知ないし、訓練に参加される国民もほとんど理解をされていないと、こう

いう状況がございますので、今日の御指摘を受けて、消防団の大事な役割として、やはりいざというときに避難誘導にあたるこの消防団員の方々がしっかり知識を持っていかなきゃいかんと思っておりますので、しっかり受け止めさせていただいて取り組んでいきたいと思っております。

それでは中間答申の取りまとめに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

第27次消防審議会におきましては、昨年12月の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立を受けて、消防団のあり方など地域防災力の充実強化について、2月から3回にわたり熱心に御審議をいただき、中間答申をまとめていただきました。室崎会長はじめ委員の皆様にご心から御礼申し上げます。

昨年成立した言わば「消防団等充実強化法」は、国、都道府県、市町村に、消防団の充実強化などに必要な措置を講じる義務を負わせています。

消防庁では、昨年末、直ちに「消防団充実強化対策本部」を設置し、消防団員の確保、処遇の改善、装備・訓練の充実強化などに取り組んでいます。

まずは消防団員退職報償金の引上げの政令改正を行うとともに消防団の装備基準の抜本改正とこれに伴う交付税措置の大幅増額を行いました。

しかしながら、消防団員の確保については、今年4月1日現在の消防団員数は、前年対比で約4,200人減少しており、相変わらず厳しい状況が続いています。

こうした中で、中間答申をまとめて頂きましたので、消防庁といたしましては、この答申を、今後の消防団を中核とした地域防災力充実強化の施策に着実に反映させて参ります。

直に取り組まなければならない課題がいくつもあります。この答申を拠り所にして関係方面への働きかけを強めてまいります。

審議会の委員の皆様には引き続き御指導、御鞭撻を宜しくお願い致します。

委員の皆様にご、改めて感謝申し上げ、御挨拶とさせていただきます。どうも有り難うございました。

【室崎会長】 どうもありがとうございました。一応中間答申の取りまとめという締めでございますので、最後、私からひと言だけ申し述べさせていただきたいと思えます。

従来は、先ほど田中副会長からも、会長代理からも御指摘がありましたけれども、本来は総論をしっかり議論をして、その上で各論というのが本来の姿だと思うんです。ただ、そうすると総論というのはかなり時間をかけて議論しないとイケない。それが終わらないと各論に入れないということであれば、なかなか当面の課題に手を着けられない。むしろ今は、まさに災害が切迫している状況でもありますし、それからこの消防団等充実強化法ができた追い風も吹いているときに、やはり前に進めるところはどんどん進めていかなければいけないというふうに思っているわけです。

そういう意味で言うと、私は各論から入って良かったというふうに思っています。まずはそこ、しっかりやれるところはやっていくと。かつ、なぜ良かったかと言うと、それは急いでやるべきことがすぐさま実行に移せるということもありますし、同時に今の各論の

議論の中で僕は総論が見えてきたように思うんです。今日の議論なんかは総論の方向が見えてきたように思いますので、やっぱり今日の議論の少し残された課題をこれから後の最終答申に向けてしっかり議論させていただければ、さらにいい答申が出るんじゃないかと思っておりますので、今後ともよろしく御協力をお願いしたいというふうに思います。

以上をもちまして本日の会議を閉会させていただきたいと思っております。本当にどうもありがとうございました。